

## 別途まとめ参照

### CE マーキングにおける表示及び取扱指示書の内容(附属書 )

#### 1 . 機械本体への表示(1.7.3)

- (1) 会社名及び所在地(最低メールが届く程度に)
- (2) CE マーク
- (3) 装置名(必須ではない)
- (4) 型式名またはシリーズ名
- (5) もし有るなら製造番号(必須ではない)
- (6) 製造年(販売年を製造年としても良い。適合宣言と同じが望ましい)

以下は該当する場合追加すること

- (7) 爆発の恐れある環境で使用される機械は、その旨の警告文
- (8) 使用上、安全にかかわる機械仕様
  - (例) ・回転部の最高速度
  - ・取り付ける工具の最大径、重量等
  - ・装置を使って扱う部品の重量(例えばフライス盤のヘッド)
- (9) 警告の絵文字及びコメント(コメントは使用国の言語の中の一つで)
- (10) トラクター用などの互換装置は、機械と同様の表示が必要である
- (11) サブアセンブリに付けられた表示はそのままで良い

#### 2 . 取扱指示書(Instructions)(1.7.4)

##### 2-1 . 記載内容

(1) 機械表示と同じ内容、及びメンテナンスに必要な情報(輸入業者、修理業者とその住所)

(2) 通常の使用方法、及び常識的に予見できる使用法についての注意事項

(3) ワークステーションの位置

(4) 安全に関する指示事項:

・使用開始時      ・通常使用時      ・取扱時(機械及び出荷単位の重量)

・組立、分解時      ・調整作業時      ・メンテナンス時(サービス及び修理)

以下は必要な場合

(5) 訓練に関する指示

(6) 機械に取り付ける工具の基本特性

(7) 機械に関して行ってはならない禁止事項

##### 2-2 . 作成上の注意事項

(1) 取扱指示書は欧州の公用語で作成し、機械と一緒に移動する事

- (2) 機械の使用国の言語が異なる場合は、翻訳版も添付する事。但し、製造者又は代理人が雇った専門家が使用する保守指示書は、その人が理解する公用語でも良い
- (3) 必要な図面類は添付する事。メンテナンス及び修理については、オペレーターが行っても良い範囲を明確にしておく事
- (4) 必要なら、振動と騒音を軽減するための設置・組み立てについて指示する事
- (5) 機械から出る騒音の測定値を記載する事
  - ワークステーションでの騒音レベル(dB(A))についての情報
  - ステーションの指定が無い場合は、接近位置から 1m離れ、1.6 m高さでの測定値
- (6) 使用者の理解レベルを考慮して作成の事